

通学届及び入学誓約書記載事項変更届の提出について

1 通学届

- (1) 学生は、入学時に通学届(様式1)を埼玉県農業大学校長(以下「校長」という。)に提出しなければならない。
- (2) 学生は、通学届の内容に変更があったときは、速やかに校長に変更届(様式2)を提出しなければならない。

2 入学誓約書記載事項変更届

- (1) 学生は、埼玉県農業大学校管理規則第9条に規定する入学誓約書の記載内容に変更があったときは、速やかに校長に変更届(様式3)を提出しなければならない。

附則 この定めは、平成16年4月1日から施行する。

(以下様式省略)